

# 森林環境譲与税の活用に向けた基本方針

令和7年2月12日  
羽 村 市

## 1 目 的

森林環境譲与税（以下、「譲与税」という。）は、温室効果ガス削減目標の達成や大規模な土砂崩れ、洪水・浸水といった災害の防止を図るための森林整備等に必要で地方財源を安定的に確保する観点から創設されました。この譲与税は、法の範囲内で、地域の実情に応じた弾力的な活用が可能な財源ですが、森林の整備や担う人材の育成、木材利用の促進に関する事業の費用に活用しなければならないとされています。

そこで、譲与税を十分かつ有効に活用していくために、その使途に関する基本的な考え方を定め、適切に運用していくことを目的とし基本方針を策定します。

## 2 基本方針

譲与税の使途については、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」の趣旨に則り、市の置かれている実情を踏まえ下記の分野を中心に活用を図ります。

### (1) 木材利用

公共施設等を整備する際には、木材の利用について検討し、木造化や内装木質化を進めるとともに、什器や備品等についても、木材を利用し製作された物の導入に取り組んでいきます。

### (2) 普及啓発

森林が持つ地球温暖化や土砂災害の防止などの公益的かつ多面的な機能の維持・向上に必要な森林整備及び森林資源の循環利用について広く理解を深めるため、各種啓発活動・木育活動に取り組んでいきます。

### (3) その他

譲与税を有効に活用するため、必要に応じて森林環境譲与税基金に積み立て、上記施策に活用します。

## 3 推進体制

譲与税の活用促進に向け、全庁的に連携協力を図りながら取り組んでいきます。

## 4 使途の公表

市民に対して譲与税の活用内容を周知するため、使途を公表します。